

京都市契約事務規則第28条の11の規定に基づき、特定調達契約の相手方等を次のとおり公告します。

令和元年10月31日

京都市長 門川 大作

【掲載順序】

- 1 業務の名称及び数量
  - 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - 3 契約の相手方を決定した日
  - 4 契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合は、その名称及び所在地）
  - 5 契約金額
  - 6 契約の相手方を決定した手続
  - 7 随意契約によることとした理由
- 
- 1 京都市子ども・子育て支援制度システム機器更新に伴う作業委託業務について
  - 2 京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室  
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階
  - 3 令和元年8月20日
  - 4 令和元年度京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務コンソーシアム  
代表者 富士通株式会社 京都支社  
京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1
  - 5 33,450,560円
  - 6 随意契約
  - 7 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第11条第1項第1号該当

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)